

庁舎等の在り方を考える⑤



庁舎等整備検討委員会
第7回会議報告

お問い合わせ 政策推進部 政策推進課（米原庁舎）
☎52-6626 ☎52-5195

▼第7回検討委員会の内容

10月29日

市の新たな拠点の実現に向けた市庁舎建設候補地について検討を行いました。

【新庁舎の建設候補地】

建設候補地は、財政負担の軽減のため、用地取得費が掛からない、「公有地」を前提として、第6回検討委員会にて確認した庁舎規模（延床面積10000㎡、駐車台数158台）が確保できる敷地を抽出し、5つの候補地を設定しました。

そして、新庁舎の建設位置を選定するため、評価項目を設定し、各候補地の評価について議論しました。

▼5つの候補地

伊吹庁舎敷地	山東庁舎敷地	近江庁舎敷地	米原庁舎敷地	米原駅東口市有地
3,190㎡	8,280㎡	6,960㎡	10,730㎡	7,090㎡

【地方自治法（抜粋）】（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

- 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

【候補地を選定する評価の視点】
候補地を選定する評価の視点として、地方自治法に「庁舎（地方公共団体の事務所）の位置に関する規定があり、この規定を踏まえ候補地の選定に係る評価基準を設定しました。
建設候補地の選定については、第8回（11月13日開催）、第9回（11月27日開催）に渡り議論を行い、建設位置を決定していきます。



▼候補地選定に係る評価項目

評価項目		評価内容
まちづくりとの整合性	市上位計画との整合性	・総合計画、都市計画マスタープランとの整合
市民の利便性	都市機能の集積	・他の官公署との位置関係
		・金融機関や商業施設等との位置関係
防災拠点・安全性	交通アクセス	・公共交通機関とのアクセス性 ・車両による道路面のアクセス性
	防災拠点としての安全性	・庁舎の災害に対する安全性（浸水、活断層等）
	災害時の機能維持性	・災害発生後における輸送面の機能性、他の機関との連携の確保
事業の可能性、経済性	敷地条件等の適性	・周辺インフラ（道路、上下水道、電気等）の整備状況 ・敷地形状、周辺への影響、都市計画法上の規制など
	事業費	・庁舎建設費、解体費、仮設事務所建設費などの費用（庁舎建設費以外の費用を抑制できるか。）
	工期の確実性	・予定期間内に整備が可能か。